

「クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について」に係る  
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 28 年 2 月 5 日  
内閣府地方創生推進室

平成 28 年 1 月 28 日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、2 月 9 日 16 時までに御回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

1. 法務省は、クールジャパン分野で「現地で稼ぐ」取組の拡大、さらには外国人を「日本に呼び込み消費を促す」取組の拡大を目指して、日本料理海外普及人材育成事業を参考にしつつ、経済産業省、農林水産省、厚生労働省と至急調整を行い、日本の専門学校でクールジャパン分野の専門的な知識・技能を習得した外国人について、その卒業後もさらに在留を続けて実践的な知識・技能を習得し、帰国後はクールジャパン分野の商品やサービスの海外展開等の重要な担い手となる人材を育成するためのスキーム案を早急に検討し、本ワーキンググループに示すこと。

(理由)

クールジャパン分野では、マンガ等の日本コンテンツの海外展開を現地で担う人材や、海外に設ける店舗（クールジャパンショーケース等）において日本の洗練された高品質な衣食住の商品やサービスについて適切に情報発信しうる人材の確保が急務であり、こうした人材の必要性は、クールジャパン機構が支援決定した案件から見ても容易に理解できる。

我が国のクールジャパン分野の専門学校卒業生（専門士）は、クールジャパンについて正確な知識を身につけた人材であり、我が国においてさらに実践的な訓練を積むことにより、こうした海外展開事業における正しい商品体験やサービス提供の担い手として、信頼できる即戦力となることが期待できる。

一方、今回のWGにおいて、経済産業省からは、専門士が専門性の高い業務に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で特段の期限なく就労できる場合の明確化（ガイドライン）以外にも、高度デザイン人材に係る Post Study Work Visa（卒業後 1～2 年程度の一定期間、滞在・就労を認めるもの）の創設に関する提案があった。

<クールジャパン機構が支援決定した主な案件>

- ・クリエイター人材育成スクール事業（H27.3 決定；KADOKAWA Contents Academy ㈱）

アジア等でクリエイターを育成し、卒業生による現地日本企業でのコンテンツ作成等の仕組みを構築

- ・ジャパンモール（H26.9 決定；Isetan of Japan が設立する新会社）  
マレーシアに全館クールジャパンのショーケースを構築し、日本の最先端のライフスタイルを展開
- ・ジャパンモール（H26.9 決定；エイ・ツー・オー リテイリング ㈱等が設立する新会社） ほか  
中国寧波市に大型商業施設を出店し、日本の魅力有る商品・サービスを提供

2. 法務省が提示したガイドライン案のうち、専門学校卒業生が専門的な技術・知識をいかして業務に従事する場合に、就職先が特定の業界でなければならないかのような記載になっている部分（例えば、2(4)(5)）があるとの指摘があったことを踏まえ、より誤解を与えにくい記載となるよう、改めて、ガイドライン案全体について再度点検を行い、本ワーキンググループに示すこと。

3. 学校教育法に基づく認可を受けて設置された各種学校や各種学校の認可を受けていない教育機関の卒業生は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で就労することはできないのか。また、その理由を説明すること。

《参考》平成 27 年 10 月 20 日 第 16 回国家戦略特区諮問会議 総理発言（抜粋）

「外国人を積極的に受け入れ、地方創生の加速化を図る自治体の先行的取組を後押ししていかなければなりません。このため、入国管理の迅速化を進める。日本のアニメ、和食、デザイン、ファッションなどを学びに来た留学生が、日本で本格的な実務経験を積むための就業許可の基準が明確になるよう、総合的に在留資格を見直します。」

以上